

【地球上に新型コロナウイルスの単離標本が不存在であること及びその病原性が証明されていないので我が国が対応策すべき目的の、事実根拠 証拠が無い。】

【別紙証拠資料】

厚生労働省発健1221第4号、国会や地方議会での不存在の答弁記録、新型コロナ不存在を解説したprettyworldのブログ(2020/12/25 16:48)、【最重要】塩基配列データを蓄積・提供している世界最高権威の米国生物学情報センター(NCBI)の公共の塩基配列(遺伝情報=ゲノム)データベース【genbank ゲノムバンク】に国立感染症研究所が登録を自ら取り下げた過去ログ(Record removed=登録記録削除) 過去現在、地球上どこにも新型コロナウイルス存在を証明する証拠は無いことを示す。

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nuccore/LC521925.1?report=genbank>

これら社会不安の根源である新型コロナウイルス自体が不存在である、という事実から、以下の【要件】にある行政指導について、【事実及び科学的証拠や根拠に基づかない】医療政策や経済政策の計画及び遂行の中止と是正策及び県民に情報公開を、上記法令に基づき【行政指導中止の求め】(法定様式文書)にて国に求める事とした。

【要件】

- ・マスク着用要請
- ・ソーシャルディスタンス要請
- ・外出自粛要請
- ・経済自粛要請
- ・PCR 検査推進
- ・ワクチンの接種の勧奨

2. 【行政指導中止の求め、に対する行政庁内閣府の回答期限】

法令で受理義務がある【行政指導中止の求め】の書類提出日を1日目として数えて7日以内(令和3年3月31日迄)に、受理を行い、必要な調査をし、行政指導中止の可否の回答とその理由、行政指導中止の場合は善後策を申出者本人及び法定代理人に文書で、直接面会にて手渡しの提示と、国民への広報を行うこと。